

会場テスト（CLT）における新型コロナウイルス感染症予防対策暫定ガイドライン

2020年6月3日

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

CLT 対策協議会

1. 本暫定ガイドライン策定の趣旨

- ・ 2020年5月25日、東京都を含む全都道府県で新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除され、各種規制の段階的緩和がスタートした。しかしながら、感染の再発（第2波）を防止するため、人と人との対面を伴う社会経済活動においては、いわゆる3密（密閉・密集・密接）回避をはじめとする感染予防対策を徹底させることが、引き続き重要な社会的要請となっている。
- ・ 市場調査業界においても、政府・地方自治体・経団連（一般社団法人 日本経済団体連合会）等の指針を参考に、対面式調査手法のひとつである会場テスト（CLT：Central Location Test）調査の正常化を図り、適切な予防策を伴う運営を徹底させるため、本暫定ガイドラインを策定するものである。
- ・ なお、今後も感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。

2. CLT 調査を実施する市場調査会社への要請事項

（1）感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集し、関連法令上の義務を遵守するとともに、各種要請事項への適切な対応を図る。

（2）スタッフの健康確保

- ・ 従業員に対し、出勤前に新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状（発熱、味覚・嗅覚異常など）の有無を確認させ、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は必要に応じて帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱、味覚・嗅覚異常などの症状により自宅で療養することとなった従業員は、必ず医師や保健所へ相談した上で治療にあたらせ、感染の疑いがなく、症状が改善された場合に出社を許可する。
- ・ 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

（3）クライアント・調査対象者への対策説明と同意取得

- ・ CLT 調査（をはじめとする対面式調査）の実施にあたっては、事前にクライアント及び調査対象者に感染防止対策について説明し、了承・同意を得るものとする。
- ・ クライアントには、感染防止対策の実施に伴う調査所要日数や費用の増加可能性について事前に十分な説明と調整を行い、同意を得るものとする。

3. CLT 調査実施時に講じるべき具体的な対策

(1) スタッフ

- ・ 従業員は必ずマスクを着用するか、必要に応じてフェースシールドを着用して業務にあたる。
(換気のよい屋外でのリクルート業務に従事するスタッフも、同様にマスク等の着用を徹底する)
- ・ 従業員は出勤前の健康状態の報告、始業時・休息時などの定期的な検温と手洗いを徹底し、記録する。そのために必要な体温計、石鹸、消毒液、記録シートなどをあらかじめ用意する。
- ・ 従業員同士は、できるだけ 2 メートルを目安に一定の距離を保つように努める。休息時等も 3 密にならないように距離を保ち、換気、消毒を行なう。
- ・ 対象者と同じテーブルに座って対応する対面式の調査を行う際には、アクリル板や透明ビニールカーテン等で間仕切りを行うか、横に座って質問する際にはフェースシールドを着用するなどの対策を講じる。
- ・ 試飲・試食を伴う調査においては手袋等を着用し、提供製品に直接触れないようにする。
- ・ クライアントの見学はできるだけ避けていただく。必要な場合には、体調確認、手洗いを実施の上、必ずマスク等を着用して参加してもらう。体調の悪い場合には見学をお断りする。

(2) CLT 会場の設営

- ・ 出入口または受付に手指消毒液を設置する。また、必要に応じて体温計を用意しておく。
- ・ 出入口には、感染防止のためマスク着用と手指消毒をしていただくこと、スタッフがマスクまたはフェースシールド等を着用させていただくこと、飛沫感染予防のため、机の間隔確保や間仕切りの設置、消毒、換気の徹底をさせていただいている旨を掲示する。
- ・ 飛沫感染防止のため、会場内では通常の座席を間引き、1 メートル以上の間隔を開けて設置するか、机に間仕切りのボード等を設置する。(通常の席数の 1/2 程度を目安とする)
- ・ 窓が開く会場の場合、常時もしくは 30 分に 1 回以上、小まめに窓を開けて換気する。
- ・ 始業前、休息後、終業時に机、イス、ドアノブなど、スタッフ及び調査対象者が触れる設備品を消毒液で拭き、記録する。
- ・ 机、イス、筆記用具など、調査対象者が触れたものは対象者が入れ替わる度に消毒液で拭き、除菌する。
- ・ 調査対象者の拘束時間をできるだけ短くし、長くても 30 分以上にならないように留意する。
- ・ ストリートキャッチにおいては、会場内に入室する対象者の人数が密にならないように、屋外でリクルートするタイミングを制限する。(通常の席数の 1/2 程度を目安とする)
- ・ 事前リクルートにおいては、受付で密にならないよう、案内する時間に余裕を設けて 1 セッションの人数を制限する。(時間枠は通常の 1.5 倍、席数は通常の 1/2 程度を目安とする)
- ・ 事前リクルートにおいては、約束した時間に来場しない対象者がみられるため、ストリートキャッチのように来場者を調査会社側でコントロールすることが困難な場合がある。そのため、不定期に来場された対象者が受付で混雑することがないように、十分な待機スペースを確保する。
- ・ 会場での謝礼の受け渡しはトレイに載せて行うなど、直接的な接触をできる限り避ける。

(3) 台所業務

- ・ マスク等の他、手袋などを必ず着用し、試飲・試食製品、提供容器などに直接触れないようにす

る。手袋は休憩時などに定期的に付け替える。

- ・ 始業時、休息後、終了時に使用する机、用具を消毒液で拭き、手洗い・除菌を行い、記録する。
- ・ 試飲・試食製品を提供する皿、コップ等は原則として使い捨てのものを用いる。必要に応じてガラス等の容器を用いる場合には、使用後は必ず消毒液に浸けた後に洗浄するか、煮沸消毒してから再使用する。
- ・ 使用後の皿、コップ等は直接触れないようにして廃棄し、トレイは消毒液で拭く。

(4) 調査対象者への依頼事項

- ・ 発熱、風邪などの症状のある方、及び最近 1 ヶ月間に海外渡航歴のある方、本人または同居の家族がコロナウイルスに感染したか、または感染者に接触した方を除外する。
- ・ 入室の際に体調を申告していただき、必要に応じて検温を依頼し、37.5 度以上ある方は除外する。
- ・ 会場内では、試飲・試食の際以外はマスクを着用し、入室の際に手指の消毒をしていただく。

(5) その他関係者の CLT 調査会場への立ち入り

- ・ 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、その必要性を含めて検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ あらかじめこれらの外部関係者が所属する企業等に感染防止対策の内容を説明し、理解を促す。

4. その他の留意事項

- ・ その他、特段の指定がない事項については、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(最新版、以下同様)、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」、経団連の「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等の勧告・提言に従うものとする。

(参考情報)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (2020 年 3 月 28 日。5 月 25 日更新)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0525.pdf
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (2020 年 3 月 19 日。5 月 29 日更新)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf>
- ・ オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (2020 年 5 月 14 日)
https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.pdf

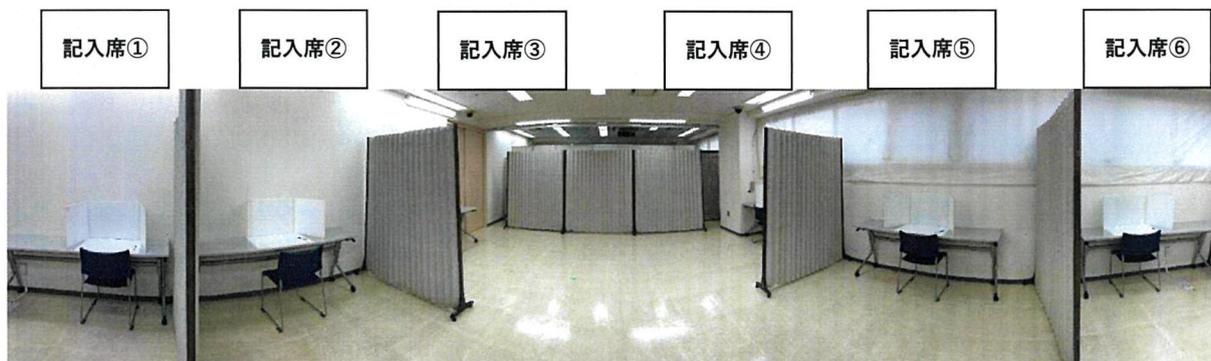
以上

■オペレーションの事例



1

■レイアウトの事例



- ・机一脚につき、1名のみ着席
- ・対象者同士が背中合わせになるか、向かい合わせにならないように座席を配置
- ・席間は離し、パーテーションなどで間仕切り

取材協力：
(株) ジャパン・マーケティング・エージェンシー

2